

アメリカ合衆国産乾草に混入したむぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉に関する植物検疫実施細則（昭和45年6月30日付け54農蚕第4497号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

4の(2)のアを次のように改める。

ア 性能の確認のための鑑識板の抽出数は次のとおりとする。

発 行 数	抽 出 数
500枚以下	8枚
501枚から1,000枚まで	12枚
1,001枚から1,500枚まで	16枚
1,501枚から2,000枚まで	20枚
2,001枚から4,000枚まで	24枚
4,001枚から6,000枚まで	28枚
6,001枚以上	32枚

※中(4)を(6)とし、(3)の次に(4)及び(5)として次のように加える。

(4) 鑑識板の性能確認済の表示の抹消

植物防疫官は、植物防疫機関によつて管理中の未使用の鑑識板のうち前回の性能確認以来1年以上経過したものについては、性能確認の表示を抹消するものとする。ただし、植物

防疫官により、鑑識板に刻印されている発行年次が同一のものごとに、(2)による方法で適正な反応を示すことを再度確認できた鑑識板については、発行年次から3年以内に限つて、その性能確認済の表示の抹消を猶予できるものとする。

(5) 鑑識板の管理

(2)及び(3)の手續を終えた鑑識板及び(4)のただし書の規定に基づき、性能確認済の表示の抹消を猶予された鑑識板は、植物防疫機関により、適正に管理され、その使用状況が記録されているものとする。

6を次のように改める。

6 現地調査

植物防疫官は、告示5の(2)の鑑識板の性能確認を行う際、告示3の輸出国における検査、告示4の輸出国における消毒及び鑑識板の管理の状況についても、植物防疫機関と共同して、調査するものとする。